

450年余りの歴史を誇る伝統文化

第43回 与那原大綱曳まつり



7月26日(土)・27日(日)

大綱曳会場 御殿山青少年広場 まつり会場 与那古浜公園



沖縄の三大綱引きのひとつである「与那原大綱曳」は450年余の伝統を誇る神事です。大綱曳は御殿山青少年広場で27日に行われ、ステージショーや屋台、花火などイベント盛りだくさんのお祭りは与那古浜公園で両日開かれます。



与那原大綱曳まつり
ご寄付のお願い

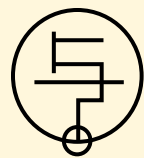
与那原大綱曳まつりは、町内外の事業所、町民の皆さまからのご寄付などにより支えられております。何卒特段のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

与那原の大綱曳は

つくる 担ぐ 曳く
すべてを
体験できます!



各区・自治会の
綱づくりも 始まるよ!
日程は与那原ナビにて
順次お知らせします



詳しくは YONABARU NAVI 検索

お問い合わせ ブランド推進課 ☎945-5323

まちづくり課 からのお知らせ

令和7年 与那原町 住宅リフォーム 支援事業

住環境の質の向上および地元経済の活性化を図るために、与那原町民が町内の施工業者を利用して個人住宅のリフォーム費用の一部を補助する制度です。

応募期間

5月1日～12月26日

※予算が無くなり次第終了します。
詳しくは町ホームページ、まちづくり課までお問い合わせください。

補助対象者 ① 与那原町に住居登録している方
② 対象となる住宅の居住者
③ 町税等の滞納がない方

補助金の額 ○対象工事費の20%
○最高限度額20万円

対象となる工事

- ① 対象工事が20万円以上
- ② バリアフリー改修、省エネ改修、空き家改修、住宅の耐久性を向上させる改修工事、子どもの事故防止、家事負担軽減などの改修(子育て世帯のみ)、テレワークスペースの新設又は改修など。
- ③ 令和8年1月30日までに工事が完了し、工事代金の支払いができること。

※交付決定前に着手した工事は補助が受けられません。

過去に補助を受けた方も申請OK!



おわびと訂正

5月号に掲載した「住宅リフォーム支援事業」(P.17)におきまして、対象となる工事の期日の記載に誤りがありました。正しくは以下の通りです。おわび申し上げます

誤 令和7年1月30日

正 令和8年1月30日

お問い合わせ まちづくり課 ☎945-7244(住宅リフォーム係)

総務課 からのお知らせ

国勢調査 調査員募集

令和7年10月1日を基準日として、5年に1度の「国勢調査」が実施されます。国勢調査は、日本国内に住むすべての人と世帯を対象とする最も重要な統計調査です。国勢調査の実施にあたり、調査員を募集します。

任命期間 令和7年9月上旬～11月上旬(2か月間)

※調査活動においては、スキマ時間を活用するなど所定の勤務時間はありません。
詳細については、面接や調査員説明会にて説明します。

報酬 約40,000円～80,000円

※報酬額は、担当調査区数や担当調査区の世帯数などによって変動します。



主な仕事

- ① 調査員説明会に参加
- ② 調査担当地域の確認
- ③ 担当地域内の世帯を訪問し、調査についての説明と調査書類の配布
- ④ 調査票の回収
- ⑤ 回収した調査票などの内容を確認し、町へ提出

応募要件

- ・原則として、満20歳以上の方
- ・調査で知り得た秘密の保護を遵守できる方
- ・責任をもって調査事務を遂行できる方
- ・税務、警察及び選挙に直接関係のない方
- ・暴力団及び暴力団密接関係者でない方

応募方法 オンラインまたは総務課窓口提出で受け付けています。定員に達し次第、受付を終了いたします。

オンライン

町公式LINEよりお申込みください。

町公式LINEは
こちらから▶▶▶



窓口へ提出

調査員登録申込書を記入のうえ、役場3階総務課の窓口へ提出してください。
様式は、下記いずれかの方法で取得いただけます。

- ・役場1階入口付近カウンターに設置されているボックスからご自由にお取りください。
- ・町ホームページからダウンロードしてください。



与那原町 国勢調査 「与那原町 国勢調査」で検索

町ホームページ

お問い合わせ 総務課 ☎945-2201

6月1日は「人権擁護委員の日」

なんでも相談所(特設相談所)を開設します



人権擁護委員法が昭和24年6月1日に施行されたことを記念して、毎年6月1日は「人権擁護委員の日」として定められています。6月1日に合わせて、特設相談所を開設します。人権に関する困りごと・悩みごとがございましたら、お気軽にお越しください。

なんでも相談所(特設相談所)

日時 6月2日(月) 午前10時～午後4時

場所 与那原町コミュニティセンター2階・第2研修室

相談
無料

秘密
厳守

事前申込
不要

人権擁護委員とは 法務大臣の委嘱を受けて、地域の皆さんの人権が尊重されるように活動している民間ボランティアの方々と、あなたの相談パートナーです。

お問い合わせ 総務課 ☎945-2201